

〔長久手市行政評価票：平成23年度業務〕

担当課・係名		長寿課 介護保険係【問合せ先 0561-56-0613】						
第5次総合計画掲載		基本方針 3人がいきいきとつながるまち 基本施策 3-8 高齢者の安心な暮らしと生きがいを支える						
業務の名称		介護認定審査会業務						
(1)根拠法令・条例		介護保険法第14条、長久手市介護保険条例第2条						
(2)業務期間		開始した年度	12年度	終了(予定)年度	-年度			
(3)業務概要	要介護認定申請者について、介護の手間を7段階に区分して審査判定を行う。認定調査「一次判定」の結果をもとに、申請者固有の具体的な介護の手間について審査会で合議し、二次判定を行う。審査会の結果をもとに、市が要介護認定をする。要介護度の判定だけでなく、認定有効期間の設定も行い、さらに、要介護状態の軽減または悪化防止のために必要な療養についての意見を付することもできる。介護認定審査会は、保健・医療・福祉の専門家5名から成る合議体で構成され、本市では、4つの合議体を設置している。任期は2年。			国・県・民間と類似した事業、他市町の実施の状況 介護保険法に基づく同内容の事業を各市町村で実施。				
	(4)業務の目的と指標				状態を表す指標		単位	
①対象(誰、何を対象としているか)		➡			対象指標	ア 第1号被保険者数	人	
65歳以上の人(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の特定疾病に該当する人(第2号被保険者)			イ 第2号被保険者のうち認定者数			ウ		人
②手段(どのような事業で)※実施した活動			活動指標	ア 要介護認定申請者数			ウ	人
介護認定審査会(毎週1回、年48回開催)		➡			イ			
③意図(対象をどのような状態にしたいか)		➡			成果指標	ア 要介護認定者数	人	
高齢者等が、介護が必要となった時に介護サービスを利用しつつ、安心して暮らすことができる。			イ			ウ		
④成果指標設定の理由			介護保険制度の周知を図り、介護保険サービスの利用が必要な人に対し、必要な介護保険サービスを受けられる環境を整える。また、介護者の身体的・精神的、また経済的負担を軽減しつつ、利用者主体のサービス利用につなげる。介護認定者数の増加が、成果指標になる。					
(5)指標の推移			単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
	①対象指標	ア	人		6483	6,648	6,980	7,264
		イ	人		43	43	36	43
		ウ						
	②活動指標	ア	人		1,074	1,148	1,201	1,260
		イ						
		ウ						
	③成果指標	ア	人		839	859	943	987
		イ						
		ウ						
	(6)事業費の推移	事業費	千円		5,396	5,338	5,409	5,776
		うち	国費	千円		0	0	0
県費			千円		0	0	0	0
一般財源			千円		5,396	5,388	5,409	5,776
受益者負担		千円		0	0	0	0	
延職員数(臨職)	人				0.77(0.5)	0.77(0.5)		
(7)遂行上の問題点、取組課題(箇条書きで簡潔に記載)								
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、更なる高齢化社会を向える中で、本市においても着実に高齢化が進むと推測される。。 ・1合議体あたりの審査件数(現在25件から35件程度)が年々増加傾向にあり、1合議体あたりの審査件数が平均40件を超えてくると現在の4合議体では、さばききれなくなる。 ・状況を見て、合議体数を現在の4つから5つにする必要がある。 								
(8)評価	必要性	A	法律で実施が義務付けられている事業。					総合評価 A
	有効性	A	中立・公平な立場で、行政が行うべき事業。					
	効率性	A	効率重視の事業ではなく、精度管理が必要なため、コストダウンはしづらい。					
(9)今後の改善の方針	(何を) 介護認定審査会の合議体数を増やす時期 (いつまでに) 未定(5年後) (どのような方法で) 保健・医療・福祉の分野における5名の専門家の候補者を関係事業所及び団体に対し、働きかけをする。							

行政評価チェックリスト

	市が関与することは妥当か		該当	
必要性	① 法律で実施が義務づけられている事業		<input checked="" type="checkbox"/>	
	② 受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない事業		<input type="checkbox"/>	
	③ 住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	④ 住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	⑤ 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	⑥ 住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		<input type="checkbox"/>	
	⑦ 民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業		<input type="checkbox"/>	
	⑧ 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	⑨ 特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事業		<input type="checkbox"/>	
	⑩ 内部管理事務		<input type="checkbox"/>	
	事業内容は適切か	関連項目	該当	
	⑪ 事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。 (長年実施している事業、対象数が減少している事業)	(2)、(5)①	<input type="checkbox"/>	
	⑫ 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。 (目的の設定が現状にあっていない)	(4)	<input type="checkbox"/>	
	⑬ 対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 (事業実績が前年と比べ低下している事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>	
	⑭ 住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 (当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>	
	⑮ 国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。 (他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が多い事業)	(3)	<input type="checkbox"/>	
有効性		重複した事業が実施されていないか	該当	
		① 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	<input type="checkbox"/>	
		② 国や県のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>	
		③ 民間のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>	
		事業の成果はあがっているか	関連項目	該当
		④ 施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 (成果実績向上につながる事業方法が他にない)	(4)、(5)	<input type="checkbox"/>
		⑤ 市の施策への貢献度が高いとはいえない。 (目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している)	(5)	<input type="checkbox"/>
	⑥ 事業を継続しても成果の向上が期待できない。 (成果指標の実績が前年から向上していない事業)	(5)③	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4)	<input type="checkbox"/>	
効率性		実施主体は適切か	該当	
		① 民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用しても市民サービスが低下しない	<input type="checkbox"/>	
		② 民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用するとコストの低減が期待できる	<input type="checkbox"/>	
		③ 民間事業者、NPO法人、住民団体等が持つノウハウ等を活用できる。	<input type="checkbox"/>	
		コスト改善の余地はあるか	関連項目	該当
		④ 人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (臨時職員の活用などで人件費を下げられる)	(6)	<input type="checkbox"/>
		⑤ 業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>
	⑥ 事務改善によりコストを下げる余地がある。 (作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 受益者負担に改善の余地がある。 (受益者負担＝受益者が負担すべき費用となっていない)	(6)	<input type="checkbox"/>	